答申第130号

答申

第1 審査会の結論

沖縄県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、令和2年7月27日付けで実施機関に対し、与那原警察署が与原公園近くの交差点で実施した2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所が分かる文書について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に該当する文書が存在しないことを理由として、条例 第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定(以下「本件処 分」という。)を行い、令和2年8月13日付け沖交指第2919号により審査請求 人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、令和2年11月2日付けで沖縄県公安委員会に対し審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県公安委員会は、条例第21条の規定により、令和3年1月15日付け沖公委(広相)第2号により沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。) に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張(要旨)

1 審査請求の趣旨

住民からの聞き取りによると、多数の検挙数があったと聞いており、正確な 人数を知りたい。

2 審査請求の理由 (要旨)

文書を作成・取得していないため不存在による不開示決定となっているが、 統計資料などの公文書が作成されていない場合でも、違反切符を発行した件数 は控えとして残っていると思う。

新聞などに酔っ払い運転の検挙数は公表しており、今回の開示請求に対する 文書を作成・取得していなかったのか理由を知りたい。

第4 実施機関の弁明書(要旨)

1 「2020年1月~7月までの1日ごとの検挙人数が分かる文書」について 警察官は、交通違反を認めた場合、違反の種類に応じ、点数切符(白切符)、 交通反則告知書(青切符)又は告知票(赤切符)(以下「切符」と総称する。) を作成する。

実施機関が公表する交通違反の指導取締り状況は、切符を基に警察庁の運転者管理ファイルで管理しており、同ファイルには違反者の生年月日、性別、氏名、免許証番号、事件番号、発生日時、本籍・国籍、違反者の住所、路線名、免許の種類、違反車両、違反名をあらかじめ付与されたコード番号で入力する。しかし、違反場所や交差点名は入力していないため、審査請求人が請求する、特定の期間における特定の場所での検挙人数は集計できない。

審査請求人が主張するように、警察署等に控えとして保管しているこれらの 切符を基に1件1件違反場所を確認し、該当する事例を数え上げる作業を行う こととすれば、審査請求人が求める検挙人数を集計することは不可能ではない が、同人数を集計しておかなければならない法的根拠や、それらを求める実施 機関における通達等もないほか、業務上の特段の必要性はないことから集計作 業は行っていない。

2 「警察車両をどこに停めて取締りをしたのか分かる文書」について 実施機関では、交通違反取締りにあたり、警察車両の停車場所を記載した報 告書を作成するよう通達等で指示していないほか、作成する法的根拠もなく、 業務上の特段の必要性もないことから作成していない。

第5 審査会の判断

1 公文書の開示請求権について

条例第5条は、「何人も、この条例を定めるところにより、実施機関に対し、 当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と開示請求 権について規定している。開示請求権の一般的な性格としては、あるがままの 形で公文書を開示することを求める権利と解されており、条例第8条に規定す る部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施方法による 場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

2 本件請求文書の保有の有無

審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「与那原警察署が与原公園近くの交差点で実施した、2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域」について記録された文書及びこれに相当する文書について、改めて保有の有無の確認を行った。

(1) 運転者管理ファイルについて

運転者管理ファイルは、交通違反の指導取締り状況を電子システムにより管理したデータであり、審査請求人が求める特定の場所が抽出可能であるか確認したところ、与那原町道全てを指定した抽出が最も近い結果となることが確認できた。しかし、この抽出結果は審査請求人が求める特定の場所を抽出した文書とは言えないため、文書として特定することは適当ではないと言える。

(2) 切符について

切符には運転者管理ファイルの基礎となる情報が記載されており、違反者に交付した控えが与那原警察署他関係部署で保管されていることから、文書として特定することも考えられ得る。

しかし、切符に記載のある違反場所又は反則場所から審査請求人が求める 特定の場所での交通違反の検挙人数や警察車両の停車場所について、ある程 度絞り込む余地はあるものの、実施機関が切符からそれらの情報を抽出して審査請求人の求める情報を記載した文書を新たに作成する義務は生じない。

また切符のうち、交通反則告知書(青切符)及び告知票(赤切符)の各「交通反則切符用行政処分原票」以外は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める反則行為の処理に係る文書であり、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の適用除外とされている。条例第38条では、情報公開法の規定を適用しないこととされているものについては条例の規定を適用しない旨を定めていることから、これらの文書は、条例の対象から除外されるものである。

一方、交通反則告知書(青切符)及び告知票(赤切符)の各「交通反則切符用行政処分原票」並びに点数切符(白切符)は行政処分を課すことを目的とした文書である。しかし、既に示したとおり、当該文書は審査請求人が求める特定の場所での交通違反の検挙人数や警察車両の停車場所について記載された文書ではない。

(3) 特定の場所の交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所がわかる文書 実施機関においては、審査請求人が求める特定の場所での交通違反の検挙 人数及び警察車両の停車場所について記録すること等を実務上求められていないことから、文書を作成していないことを確認することができた。

よって、実施機関による該当する文書が存在しなかったと判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった、与那原警察署が与原公園近くの交差点で実施した2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所が分かる文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

		 , p
氏 名	役 職 名 等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内容
令和2年1月15日	諮問書受理
令和3年9月22日	審議(第327回)実施機関の口頭説明
令和3年10月25日	審議(第328回)
令和3年11月17日	審議(第329回)
令和3年12月13日	審議(第330回)
令和4年1月26日	審議(第331回)